

図書館長 富山敬夫

⑤ 福監発第二千九十四号

昭和五十九年十月十五日

福生市代表監査委員 山下久吉 ⑥

福生市議会議長

田村市郎殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十九年十月一日付け、福監発第千九百六十五号で通知した市議会議事説明員は、同年十月十五日付けの人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職名 氏名

事務局長 小野光朗

⑦

福市経発第二千九十五号

昭和五十九年十月十五日

福生市農業委員会会長 林

幸男 ⑧

福生市議会議長

田村市郎殿

市議会議事説明員の委任について

一 昭和五十九年一月四日付け、福市経発第二千五百八十四号で通知した市議会議事説明員は、同年十月十五日付けの人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名 氏 名

市民部長 古谷正夫

市民部 宮城眞一

経済課長

二 一による市議会議事説明員のうち、経済課長 宮城眞一を研修のため、昭和五十九年十月八日から同年十二月二十二日までの間、自治大学校へ派遣したことに伴い、市民部長 古谷正夫に兼ねて経済課長事務取扱を命じたので、昭和五十九年十月十五日から同年十二月二十二日までの間、市議会議事説明員に、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
-----	-----

経済課長	古谷正夫
------	------

事務取扱	
------	--

②

福企税発第二千九十六号

昭和五十九年十月十五日

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森 田 秀 雄 ㊦

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十九年一月四日付け、福企税発第二千五百八十五号で通知した市議会議事説明員は、同年十月十五日付けの人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
-----	-----

企画財政部長	内 田 和 雄
--------	---------

企画財政部	
-------	--

矢崎茂夫	
------	--

税務課長	
------	--

福議発第

昭和五十九年十二月 四日

殿

福生市議会議長

田村市郎

議案説明員の出席要求について

昭和五十九年第四回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 十二月十日(月) 午前十時
二場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第 2 4 7 7 号

昭和 5 9 年 1 2 月 3 日

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

⑤ 専決第五号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和五十九年十月十九日

福生市長 田 村 匡 雄 印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金四万四千二百円

二 損害賠償の相手方 東京都西多摩郡羽村町羽中一丁目三番九号

東洋電機通信工業株式会社

三 事故の概要

昭和五十九年十月五日午後一時三十分頃、福生市本町五番地先交差点を左折しようとした際、前の車両に衝突し、相手車両に損傷を与えた。

写

専決第六号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和五十九年十一月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

昭和五十九年十一月二十六日
福生市は、庁用自動車の交通事故に關し、次のとおり損害を賠償する。
一 損害賠償の額 金七万一千九百五十円
二 損害賠償の相手方 東京都立川市一番町五丁目八一五
松中団地十九ー三〇三
藤 本 信

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に關し、次のとおり損害を賠償する。

- 一 損害賠償の額 金七万一千九百五十円
- 二 損害賠償の相手方 東京都立川市一番町五丁目八一五

松中団地十九ー三〇三

藤 本 信

三 事故の概要

昭和五十九年九月十七日午前十時二十分頃、福生市大字熊川一四九二番地先五日市
街道交差点を右折しようとした際、前の車両に衝突し、相手車両に損傷を与えた。

⑤

福監発第 1972 号

昭和59年 9 月29日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

田 村 市 郎

福生市監査委員 森 田 治 男

昭和59年 8 月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検 査 日 9月28日（金）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和59年 8 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項